

平成 23 年度事業計画

政府は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的に IT 戦略本部を設置し、「e-Japan 戦略」や「e-Japan 戦略Ⅱ」をはじめとする戦略や重点計画等を策定し、平成 22 年 5 月には、新たな国民主権の社会を確立することを目的に、「国民本位の電子行政の実現」「地域の絆の再生」「新市場の創出と国際展開」を柱とした「新たな情報通信技術戦略」を策定した。

また、総務省では、平成 22 年に地域の絆の再生、暮らしを守る雇用の創出等を具体化した「ICT 維新ビジョン 2.0」の発表、グローバル時代における ICT 政策に関する報告書のとりまとめ、さらには、スマート・クラウド戦略の提言を行った。

一方、地方公共団体では、情報システムの抜本的改革や、自治体クラウドなどを利用した、地方公共団体内外の様々な機関の組織横断的な連携サービスの実現をめざして各方面で多様な取組みがなされている。

その具体的な取組みとして、平成 22 年度の総務省調査では、303 の地方公共団体において地域情報プラットフォームを適用または検討を行っているとの発表がされた。

こうした環境下にあって、当協会は、総務省をはじめとする国の施策の実現に向けて、引き続き、地方公共団体情報システムの抜本的改革や地方公共団体内外の地域における多数の情報システムをオープンに連携させるための基盤（地域情報プラットフォーム）の構築を推進するとともに地方公共団体で共通利用が可能な公共アプリケーション（防災、医療、教育）の整備を促進し、普及促進策として人材育成などを実施、更に情報通信インフラの利活用促進に向けた地方公共団体への支援や ICT 環境整備に関する提案等を行い、積極的に普及活動に努めることとする。

平成 23 年度に予定する主な事業は、次のとおりである。

1. 地域 ICT サービスの展開を推進するための連携基盤の整備

平成 22 年度を地域情報プラットフォームの普及元年と位置付け、積極的に普及促進活動を進めてきた中で、平成 22 年度総務省調査によれば、実際に導入に取り組んでいる団体数は平成 21 年度同調査の 95 団体から 166 団体へと増加している。現在の地域情報プラットフォーム標準仕様（以下、同標準仕様）は、自治体内部における業務データ連携を中心に規定しており、実際の導入団体においてもまずは庁内において活用頂いている状況である。従って、平成 23 年度の活動方針として、自治体内部向けの現在の同標準仕様については、法制度改正への対応に集約し、仕様内容の安定を図ることで実績を積み上げていく。

一方で、さらなる普及に弾みをつけるため、新たに、自治体間、および国と自治体の間の業務サービス連携に関して規定を行い、同標準仕様へ追加する。その際、国が進めている国民 ID、自治体クラウド等の検討内容を十分に踏まえつつ、「新たな情報通信技術戦略 工程表」（IT 戦略本部）に記載されている「バックオフィス連携の推進」のスケジュールに則して進めていくものとする。

以上の方針を踏まえた上で、大きく以下の3つの観点から、同標準仕様の強化・保守を実施する。

①自治体間、国と自治体の間の業務サービス連携に関する強化

昨年度からの継続として、総務省の「地域情報プラットフォーム（活用）推進事業」の成果等について標準化の検討を行い、同標準仕様の強化を実施する。併せて、国民IDを検討している内閣官房IT担当室や自治体クラウドを推進している総務省との連携を密に図りつつ、必要に応じて同標準仕様へ反映する。

②法制度改正への迅速な対応

自治体の業務システムへの影響度が大きいと想定される法改正を中心に、速やかに同標準仕様へ反映する。とくに外国人登録制度の廃止に伴う住民基本台帳法の改正への対応に関しては、本法改正による自治体の業務システム運用等への影響について調査とりまとめている総務省自治行政局との情報共有を継続して図りつつ進める。

③すでに導入が進んでいる現行の同標準仕様の安定的保守

同標準仕様に対して、地方公共団体や企業等からの意見等が発生した場合、各WGにて協議を実施し、必要に応じて同標準仕様やガイドラインへ反映する。

なお、技術専門委員会のWG体制については、平成22年度の3WG体制（標準仕様WG、次世代基盤WG、GIS-WG）から、平成23年度は2WG体制（標準仕様WG、GIS-WG）とする。平成21年度より2年間活動してきた次世代基盤WGについては、その検討対象内容が、すでに将来的な策定事項ではなく、速やかに標準仕様へ反映する段階へ入ったことから、同WGを標準仕様WGへ統合し、一体的かつスピード感をもったWG運営を行っていく。

以下に、具体的な活動内容を示す。

(1) 基本説明書の改版・強化

調達者・開発者・インテグレータ向けに、地域情報プラットフォームの概念・目的・効果等の基本的事項に関する基本説明書について、同標準仕様の改版に合わせて、必要に応じて改版を行う。

(2) 標準仕様（アーキテクチャ標準仕様、プラットフォーム通信標準仕様、自治体業務アプリケーションユニット標準仕様、GIS 共通サービス標準仕様、地域情報プラットフォーム準拠確認及び相互接続確認仕様）の改版・強化

アーキテクチャ標準仕様、およびプラットフォーム通信標準仕様については、自治体間、国と自治体の間の業務サービス連携に関する技術要素を追加する。自治体業務アプリケーションユニット標準仕様については、同じく自治体間、国と自治体の間の業務サービス連携に関する業務データ項目やインタフェース、および法制度改正に関する業務要素を追加する。GIS 共通サービス標準仕様については、自治体、企業等からの要望等を踏まえてWG協議の上、必要に応じて強化する。地域情報プラットフォーム準拠確認及び相互接続確認仕様については、後述の相互接続確認イベントにおける相互接続テスト仕様の強化に関して継続検討を進め、適宜追加する。

(3) ガイドラインの改版・強化

(2) の標準仕様の改版に合わせて、適宜強化・改版を実施する。

(4) 相互接続確認イベントの実施

地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠した複数事業者製品間の相互接続性を確認する相互接続確認イベントを、継続して実施する。平成21年度より開始した本イベントは、昨年度までに全4回を実施し、参加企業数26団体、参加製品数90製品にのぼる。なお、平成23年度における実施回数・時期については、昨年度と同様に会員企業向けの事前アンケートを行い、その結果を踏まえた上で決定する。

(5) 地域情報プラットフォーム導入事例の収集と公開

自治体の地域情報プラットフォーム導入事例を、APPLIC ホームページ等にて登録・公開する取り組みを平成23年度より開始する。これにより、地域情報プラットフォームを実際に導入するに当たっての留意点や効果等の情報に関して、後に続く自治体にとっての有益な参考情報として頂き、さらなる普及へつなげていくものとする。

【成果物目標】

- ・地域情報プラットフォーム基本説明書（改定版）
- ・地域情報プラットフォーム標準仕様書（改定版）

2. 公共ネットワークを活用した公共アプリケーションの展開の推進

平成22年度活動成果を踏まえ、公共アプリケーションの標準仕様のプロモーション活動を行うと共に、引き続き標準仕様の策定及び標準仕様策定に向けた詳細検討を行う。

なお、アプリケーション委員会における検討にあたっては、技術専門委員会等の他の委員会と連携を図り、特に技術専門委員会とは、共通課題を速やかに解決するための検討の場を設け、最適な検討環境を整備していくこととする。また、各分野における政府関連施策、標準化動向、技術動向等を勘案しつつ、各分野で既に取り組みされている成果（各地方公共団体等における先進事例等）を参考にするものとする。

(1) 防災アプリケーションに関する検討

平成23年度は、これまでに整備した普及環境「防災業務アプリケーションユニット標準仕様（V1.1）」を実際に運用する事例を生み出すべく、関係府省や先進地方公共団体への利活用促進を呼びかけ、ICTによる安心・安全な地域社会の実現に近づけることを目標とする。

具体的検討内容として、「防災業務アプリケーションユニット標準仕様（V1.1）」の普及活動及び広く「住民生活の安心・安全」を実現するための地域の安心・安全アプリケーションの有用性検討及び普及策の検討を行う。

(2) 医療・健康・福祉アプリケーションに関する検討

平成23年度は、平成22年度の検討成果である「医療・健康・福祉アプリケーション基本提案書 第4版」を土台として、ICTによる健康情報の利活用促進施策として基礎自治体による「健康支援サービス」の普及活動に取り組み、併せて地域情報プラットフォームに準拠した「健康情報業務アプリケーションユニット（仮称）」標準仕様策定について検討を行う。また、総務省・厚生労働省・経済産業省の3省連携による「健康情報活用基盤実証事業」の横展開と今後の国等の「健康情報活用基盤」整備に向けた取り組みについて関係府省及び地方公共団体と協働して導入に向けた検討を行う事とする。その他、引き続きワーキング活動の認知度向上、地方

公共団体会員との連携強化施策に取り組む。

(3) 教育アプリケーションに関する検討

平成 23 年度は教育情報データ連携標準 Ver0.9 をブラッシュアップし、学籍情報について教育情報データ連携標準 Ver1.0 の仕様化を検討していく。また、保健情報等についても教育情報データ連携標準仕様の検討を行う。

教育クラウド整備ガイドブック Ver0.1 により提示された課題について、地方公共団体共同利用等の事例調査等を実施し、整備推進に向けた検討を行って行く。

【成果物目標】

- ・地域の安心・安全アプリケーションの普及に向けた検討報告書
- ・防災業務アプリケーションユニット導入ガイド (Ver1.1)
- ・医療・健康・福祉アプリケーション基本提案書 第5版
- ・教育の情報化推進ロードマップ (Ver1.0)
- ・教育情報データ連携標準 (Ver1.0)
- ・教育クラウド整備ガイドブック (Ver0.x)

3. 情報通信インフラの利活用

ICT 利活用・環境整備委員会は、平成 22 年度の活動成果を土台として、国における ICT 利活用に関する取組みや地方公共団体における情報化計画の傾向等を踏まえ、活動内容をさらに発展させる。

(1) ICT 利活用・環境整備促進の活動

ブロードバンド整備後の ICT 利活用促進に資するための活動として、平成 22 年度は複数地方公共団体の連携による広域連携の促進を主たる課題としたが、平成 23 年度においては、地方公共団体の総合的な情報化計画の策定に対し支援する観点から、主として ICT 利活用推進の分野における標準モデルの策定を行う。また、条件不利地域の課題解決に向けて、要望の集約や情報の交換・共有を図るために中山間地サミット等を行う。

なお、活動にあたってはアプリケーション委員会等他の委員会との連携を図るものとする。また、総務省をはじめとした政府関連施策との連携を図りつつ、各分野における標準化動向、技術動向等を勘案し、それぞれの分野で既に取り組みされている成果（各地方公共団体における情報化計画や先進事例等）を参考にするものとする。

【成果物目標】

- ・ICT 利活用事例集（第 6.0 版）
- ・情報化計画支援の為に ICT 利活用モデル(第 1 版)
- ・中山間地サミット実施報告書

なお、ブロードバンド利活用事例集は ICT 利活用事例集と改名し、より広範な利活用事例の収集を行うとともに、ブロードバンド整備後の地域振興等に特に重要な利活用面の充実を図るため、最新の利活用事例を調査し改訂する。「ICT 利活用モデル計画書(第 1 版)」は、地方公共団体の情報化計画の立案に資する ICT 利活用モデルを提案する。

4. 地域情報化を推進するための普及活動

平成 23 年度の普及活動について、APPLIC の普及活動と財政状況及び政府の全体的な動向等を勘案して、全般的な見直しを行った。

それは、APPLIC のこれまでの普及活動の取組み及び財政状況から自治体 CIO 育成研修の再編、地域活動支援の廃止、また、政府の全体的な動向等から全国セミナーの見直し及び広域情報化セミナーの廃止、事業仕分けによる日本宝くじ協会の助成対象条件の変更により、成果物のホームページでの公開によることとしたものである。

いずれにしても APPLIC の財政状況や政府の動向等を勘案しつつ、引き続き地方公共団体職員の地域情報化のスキル向上、地域情報プラットフォームの普及をはじめとする各委員会での成果物の周知など普及活動に努める。

(1) 人材育成

ICT の効果的な導入により業務効率化やサービス向上を目指す地方公共団体情報化、地域情報化などに総合的に対応できる人材の育成を目指し、自治体 CIO 育成研修を実施するとともに、地域 ICT 人材に関するスキルの標準化を目指す。

ア 地方公共団体職員を対象とした CIO 育成研修の実施

自治体 CIO 育成研修は、平成 17 年度から開始し、順次受講コースを増加し、平成 20 年度から IT ガバナンス編、運用・管理編、投資・評価編及び全体最適化編の 4 コースを実施し、これまでに 124 団体、353 人が受講され、一定程度の成果を上げてきた。一方で、コースにより 20 名の定員を下回る状況が生じてきたことから、23 年度については、「IT 投資評価・ガバナンス編」及び「全体最適化と調達・運用設計編」の 2 コースとして、1 コース 30 名の定員で実施することとする。

なお、引き続きこれまで本研修に参加していない地方公共団体の参加を呼びかけスキルの標準化を目指す。

イ 地域情報化人材スキルマップの活用

地域情報化を推進するために必要な人材のスキルを明示し、各地域にて情報化を確実に推進するため、平成 21 年度人材 WG にて検討を行い“地域情報化人材スキルマップ”を完成させた。平成 22 年度は更に事例を追加しバージョンアップを図り、これを地方公共団体に配布し、地域 ICT 人材に関するスキルの向上に活用して頂く。

また、この地域情報化人材スキルマップについては、自治体 CIO 育成研修のテキストとして活用することとしている。

(2) 全国地域情報化推進セミナー等の開催

地域情報化施策の全国的な普及を図るため、地域住民、地方公共団体職員、民間企業、NPO を対象にした全国セミナーを岐阜市で開催する。また、地域情報化に関する各種イベントには引き続き参加をする。

ア 全国地域情報化推進セミナーの開催

全国地域情報化推進セミナー 2011 in 岐阜(10 月から 11 月の間の 2 日間)

イ 地方自治体情報化推進フェア、全国自治体 ICT サミット等への参加

ウ APPLIC フォーラムの開催

3 月開催の技術専門委員会に合わせ総務省の施策情報提供並びに各委員会の活動状況の報告などを中心にフォーラムを開催する。

(3) 各委員会の平成 22 年度成果物の周知

各委員会の成果物については、日本宝くじ協会の助成対象条件の変更に伴い、従来の成果物の印刷が助成の対象外となったことから、ホームページでの公開とする。

また、地域情報プラットフォームの標準仕様及びガイドラインについては CD-ROM で全地方公共団体及び会員に配布し、併せて、ベンダ会員の協力により地域情報プラットフォーム準拠製品カタログを作成し配布する。

なお、日本宝くじ協会の助成について、住民に広く ICT の利活用の理解をいただくためのダイジェスト版の作成を申請中である。

ア 説明会等の開催

APPLIC 会員を対象とした、各委員会の成果物に関する説明会、APPLIC フォーラム等の開催、並びにホームページによる情報提供を行う。

イ 説明員等の派遣

地方公共団体、各総合通信局等、NPO 団体など、地域からの講師派遣要請に対して、説明員として講演会等に参加する。

(4) APPLIC テクニカルアドバイザー派遣

平成 22 年度から実施した、地方公共団体からの地域情報プラットフォームの説明会等の開催要請に応じ、引き続き専門家の派遣を実施する。

平成 23 年度は、平成 22 年度の実績から 20 地域を対象として実施する。

(5) 地方公共団体の動向把握

地方公共団体からのこれまでのセミナー、講演会、自治体 CIO 育成研修の参加状況を分析し、地方公共団体の情報化の動向把握に努める。また、イベント、セミナー実施時等にアンケートを実施して参加地方公共団体の情報化の取組みについて把握する。

(6) パンフレット等の作成

ア APPLIC の取組を周知するためのパンフレットを継続して作成する。

イ 地域情報プラットフォーム等の地域情報化推進のためのパンフレットを更新する。

ウ プロモーションビデオを継続して活用する。

(7) APPLIC 通信及びホームページの充実

APPLIC 通信及びホームページにおいて、平成 22 年度から会員からの要望による調達情報、イベントの開催案内を掲載してきたが、引き続き会員との双方向となる取組みを追及する。

5. 地域情報化アドバイザー派遣

総務省の地域情報化アドバイザー派遣等を業務とする、平成 22 年度の「地域における情報化人材のニーズ及び知見・ノウハウ面の支援の在り方に関する調査研究の請負」と同様の公募があった場合は、入札に参加する。

6. 情報通信月間推進協議会事務局事務の運営

情報通信に関する関係団体が参加する情報通信月間推進協議会の事務局として、継続して情報通信月間の期間を中心とした全国各地で開催される情報通信の普及啓発のため

の行事の総括及び企画支援等の事務を行う。

・情報通信月間：5月15日～6月15日

7. 会員拡大への取組み

各委員会等の活動で得られた成果を広く普及・周知し、協会の社会的役割を一層拡充するとともに、併せて財政基盤の確立を図るため、会員の拡大に取り組む。

8. 新公益法人への取組み

新公益法人への移行については、全体的な動向を勘案しつつ、本年第3四半期の申請に向け準備を進める。

この手続きの一環として、最初の評議員の選定について、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第92条」の規定により、「最初の評議員の選任に関する理事の定め」について総務大臣の認可が必要となるため、別号議案のとおり認可申請することとする。

9. 運営委員会の設置

新公益法人への移行、今後のAPPLICの運営全般について必要な事項を検討し、事業の円滑な運営に資するため、寄付行為第23条第1項の規定に基づき、別号議案により運営委員会を設置する。